

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者

郵便番号 108-0075

住 所 東京都港区港南一丁目8番15号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 犬飼 新

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 050-2017-4047



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を除く
別表1のとおり

事務所及び
事業場(駐車場)の所在地

事務所 日本貨物鉄道株式会社土浦駅営業課 茨城県水戸市宮町1丁目1番21号
電話番号 050-2017-4614

事業場 日本貨物鉄道株式会社 土浦駅 茨城県土浦市有明町2丁目41
電話番号 029-821-3014

事業場 日本貨物鉄道株式会社 日立駅 茨城県日立市幸町1丁目1番1号
電話番号 0294-21-0031

事業の用に供する施設の種類及び
数量

貨車(7,044両)、コンテナ(573個)

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

更新許可申請を受付しました。この控えは大切に保管してください。

なお、現許可の有効期間の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。

(根拠条文: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条第8項、第14条の4第3項、第14条の4第8項)

※ 事 務 処 理 欄

茨城県県民生活環境部産業廃棄物規制課
(日本工業規格 A列4番)

許可番号 00801004578

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏名 日本貨物鉄道 株式会社

代表取締役 犬飼 新

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第1項~~ 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日

令和5年3月13日

許可の有効年月日

令和7年11月20日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：燃え殻(*8)、汚泥(*4)(*6)(*8)、廃油(*6)、廃アルカリ(*6)(*8)、廃プラスチック類(*2)(*3)(*6)、紙くず、木くず、金属くず(*2)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*2)(*3)(*6)、ばいじん(*8) 以上10種類

（※）記載品目については、(*2)自動車等破砕物を含む、(*3)石綿含有産業廃棄物を除く、(*4)石綿含有産業廃棄物を含む、(*6)水銀使用製品産業廃棄物を含む、(*8)水銀含有ばいじん等を含む

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし。

3. 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成7年11月21日	新規許可	平成27年12月10日	更新許可
平成19年12月10日	変更許可（品目の追加）	平成30年8月9日	変更届（代表者の変更）
平成22年11月21日	更新許可	令和3年3月2日	更新許可
平成23年4月22日	変更届（住所の変更）	令和4年9月20日	変更届（代表者の変更）
平成24年8月9日	変更届（代表者の変更）	令和5年3月13日	変更許可（品目の追加）

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。